

No.	事業名	質問内容	回答
1	0 全般	申請書類は電子データまたは郵送、いずれかの方法で提出すればよいのか。また、電子データの送付はPDFで良いのか。	電子データ及び郵送両方の提出が必要です。 また、申請様式は全て エクセルデータ での提出をお願いいたします。
2	0 全般	本補助金の各事業は、国立や独立行政法人等も補助対象となるのか。	公立病院、民間病院の区分けはありません。すべて補助対象となります。
3	0 全般	実施要綱第3（1）から（10）のすべての事業について、概算払を請求することが可能か。	実施要綱第3（1）～（2）、（4）及び（7）の事業については、精算払のみの対応になります。他の（3）、（5）～（6）、（8）～（10）の事業については、概算払を可能としております。
4	0 全般	補助金の申請書の「所在地」、「代表者職氏名」は法人の所在地・代表者職氏名か、病院の所在地・代表者職氏名か。	法人の所在地・代表者職氏名になります。もし代表者名で申請書を複数枚作成することが困難な場合は、法人の代表者名で当該補助金に関する一切の手続きを病院長に委任する委任状を作成する等、検討ください。
5	0 全般	誓約書（第1号様式別紙3）及び役員等名簿（第1号様式別紙4）は「初回及び役員変更時のみの提出」とあるが事業ごとに提出が必要なのか。それとも全事業で1度提出すればよいのか。	全事業で1度の提出としてください。また、役員の変更がない場合は提出不要です。 なお、令和4年度に本補助金を申請した場合でも、今年度（令和5年度）交付申請を行う場合は、新たに提出が必要です。
6	0 全般	収入支予算書（抄本）、収入支出決算（見込）書（抄本）において、支出は何を書けばよいのか。 収入差は「0」にならないといけないのか。	予定される支出に係る項目とその額を記載ください。 収入と支出の合計が同額となるよう記入し、支出については、補助金の使途を記入してください。例：人件費、設備整備費
7	0 全般	「申請及び請求に係る責任者」の項目は一般的には誰を記載したら良いのか。下段の「担当者所属・氏名」に記載する者でも良いか。	「申請及び請求に係る責任者」については、補助金を申請・請求するうえで所属の意思であることを確認するためにご記載いただくものですので、当該趣旨に合致する方の氏名をご記載願います。 例：補助金申請等に係る部署の統括担当者や上席職員 等 当該趣旨に当てはまるならば、担当者と同一人物でも構いません。
8	0 全般	本要綱の10事業について、別の補助事業と重複して申請することは可能か。	別の補助事業となりますのでそれぞれ申請いただくことは可能です。 ただし、同一の補助内容（設備等）について申請することはできません。

No.	事業名	質問内容	回答
9	0 全般	本要綱の10事業の実施期間はいつまでか。	<p>【令和5年5月7日まで】</p> <p>1 夜間・休日患者受入体制整備事業 2 自宅療養者等診療体制強化事業 4 医療従事者宿泊先確保支援事業 7 感染症検査機関等設備整備補助事業</p> <p>【令和5年9月30日まで】</p> <p>6 医療機関消毒補助事業 9 外国人患者受入体制整備事業</p> <p>【令和6年3月31日まで】</p> <p>3 病床確保支援事業 5 医療機関設備整備補助事業 8 相談窓口設置事業 10 外来対応医療機関確保事業</p>
10	0 全般	クラスターが発生した医療機関に対し何か補助はあるか。	<p>下記事業について対象となる可能性があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3 病床確保支援事業 ・ 5 医療機関設備整備補助事業
11	0 全般	院内感染が発生した医療機関に対し何か補助はあるか。	<p>下記事業について対象となる可能性があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3 病床確保支援事業 ・ 5 医療機関設備整備補助事業
12	0 全般	「新型コロナウイルス感染症の令和5年10月以降の医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について（令和5年9月15日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）」に基づき県が定める段階1から段階3とは何か。	<p>県ホームページ「病床確保計画等に関する情報 新型コロナウイルス感染症」をご確認ください。 https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/byousyokakuho.html</p>

No.	事業名	質問内容	回答
13	3 病床確保支援事業	対象期間は。	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで。 なお、令和5年10月1日以降は、「新型コロナウイルス感染症の令和5年10月以降の医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について（令和5年9月15日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）」に基づき県が定める段階1から段階3までに限り補助を行います。（「院内感染」は除く。） また、令和5年10月1日から令和5年10月31日までの間は経過措置期間として段階1に満たない感染状況であっても、段階1に達した場合に病床確保を要請する病床数を補助対象とします。
14	3 病床確保支援事業	即応病床の定義は何か。	即応病床とは、空床としておく、あるいはすぐさまその病床で療養している患者を転床させる等により、新型コロナウイルス感染症患者の発生・受入れ要請があれば、即時患者受入れを行うことについて医療機関と調整している病床です。
15	3 病床確保支援事業	「準備病床」とは何か	一定の準備期間内に即応病床とすることについて県と医療機関が調整している病床を指します。
16	3 病床確保支援事業	「準備病床」は病床確保の補助の対象となりますか	「新型コロナウイルス感染症の令和5年10月以降の医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」（令和5年9月15日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部事務連絡）の4（3）①に規定する対象期間（目安）内で同事務連絡に基づき都道府県の要請により「即応病床」への転換を始めた場合、その準備のための空床に係る期間については、病床確保料の補助の対象となります。
17	3 病床確保支援事業	新型コロナウイルス感染症疑い患者用の病床確保は対象となるか。	対象外になります。
18	3 病床確保支援事業	休床として補助の対象となる病床は、多床室で患者を受け入れるため、当該患者が使用しない病床を空床にした場合に限られるのか。	感染拡大防止のためのゾーニングの結果、同じフロア内の病室を一室そのまま利用休止とした場合や、コロナ患者の対応のため、職員配置の関係から別の病棟の病室を利用休止とした場合等も対象となります。
19	3 病床確保支援事業	入院日、退院日の算定はどうか。	入院日及び退院日は、在院扱いとなります。
20	3 病床確保支援事業	確保病床へ疑い患者及び一般患者を入院させた場合、陽性患者と同様としてカウントするのか。もしくは、入院扱いとはならないのか。	陽性患者を受け入れた場合と同様に、入院扱いとなり、病床確保料の補助対象とはなりません。
21	3 病床確保支援事業	患者容体の軽快等によって病院内で転床（ICU病床から一般病床など）した場合、転床前後の各病床は空床補助の対象となるか。	転床後の病床は空床補助の対象とはなりません。転床前の病床については、当日の受入可能病床であれば空床補助の対象となります。

No.	事業名	質問内容	回答
22	3 病床確保支援事業	「※ 補助の対象となる病床には、補助金が支給される間、新型コロナウイルス感染症患者等以外の患者を受入れてはならないものとする。」とは、確保依頼がされている期間、全く一般患者を受け入れてはならないということか。受け入れた場合、補助金の取扱いはどうすればよいか。	病床に一般患者を受け入れることを禁止するものではなく、診療報酬と病床確保料を二重に受け取ることをしないよう明示したものです。そのため患者が入院した病床は病床確保料の補助対象とはなりません。ただし、確保病床に入院させる場合は、コロナ患者受入要請があつてすぐに患者を受け入れできる体制を担保しておいてください。
23	3 病床確保支援事業	確保病床として県に報告していたが、当日受入依頼を断った場合、当該日の病床は空床補助の対象となるか。	事業の補助条件に合致しないため、病院の設備では対処が困難な基礎疾患を持つ患者の受入依頼であつたためなど、特段の事情がない限り、補助の対象とはなりません。その日の空床については、実績報告書等の病床数から除いていただくようお願いいたします。
24	3 病床確保支援事業	患者の退院後、消毒等のため空床とした期間については補助の対象になるか。	補助の対象になります。
25	3 病床確保支援事業	感染症指定医療機関の感染症病床を確保病床とした場合、空床となっている期間については補助の対象となるか。	補助の対象になります。なお、当事業による病床確保料の補助を受けている期間については、医療施設等運営費補助金の対象とはなりません。
26	3 病床確保支援事業	一時的に看護師が配置できずコロナ患者の入院受入ができない病床は補助の対象となるか。	受入要請があれば即時に患者を受け入れ可能とするために人員配置を含めた入院受入体制を整えた場合の補助となるため、一時的に看護師等が配置できない病床は、その間、補助対象とはなりません。また、当該病床を確保するために休止している病床があれば、同様に補助対象とはなりません。
27	3 病床確保支援事業	以下の場合も補助の対象とならないのか。 1. 10床即応病床としていたが、想定よりも人員が必要な患者を受け入れたことによって、一時的に8人までしか受け入れられない日があつた。 2. すでに入院しているコロナ患者の容体が悪化し、その対応で人員が不足し、一時的に更なる受け入れが困難だった。 3. 看護師が新型コロナに感染し、クラスターが発生したため、人員が確保できず、一時的に受け入れが困難だった。	補助対象となるすべての即応病床において、病床機能に応じて対応可能な患者を受け入れるために必要な人員が確保されていること（つまり、施設基準上の看護配置以上が確保されていること）が必要です。よって、例示については以下のとおりです。 1. 10床に対して施設基準上の看護配置以上としたうえで、10人の患者が受入可能な人員が確保されていれば、その間については補助対象となり得ます。 2. すべての即応病床において施設基準上の看護配置以上として必要な人員が確保されている場合は、その間については補助対象となり得ます。 3. 施設基準上の看護配置が満たせていたとしても、当該病床機能で対応可能な患者を受け入れるために必要な人員が確保されていない場合は、補助対象とはなりません。
28	3 病床確保支援事業	即応病床数以上に患者を受け入れた際に発生した休床は補助の対象となるか。	補助の対象とはなりません。
29	3 病床確保支援事業	保健所設置市以外の市町村から病床確保に係る補助金の交付を受けている場合についても、本補助金の交付対象になるか。	交付対象になります。通常通り県に申請していただいて差し支えありません。

No.	事業名	質問内容	回答
30	3 病床確保支援事業	特定機能病院等の要件に「人工呼吸器による治療を行う患者が延べ10人以上の月がある」とあるが、ネーザルハイフローによる治療を行う患者が延べ10人以上の月があれば、要件を満たすか。	ネーザルハイフローでの治療は要件を満たしません。
31	3 病床確保支援事業	令和2年度において、特定機能病院と同程度に重症患者を受け入れているとして、特定機能病院等としての扱いを受けている場合、特定機能病院等の補助単価でよいのか。	令和2年4月以降に特定機能病院等の要件を満たしている場合、令和5年度においても特定機能病院等の補助単価となります。
32	3 病床確保支援事業	令和4年度、休止時点では一般病床であった病床が、令和5年度になる前にHCUとなった場合、令和4年度においても引き続き一般病床の単価が適用されるのか。 (例：令和5年1月 病床休止(適用単価：一般単価) 令和5年2月 病棟全体がHCUとなる(適用単価：一般単価) 令和5年4月以降 (適用単価：一般単価?))	休止する前の診療報酬区分に準じた病床確保料を適用するため、一般病床の単価となります。
33	3 病床確保支援事業	即応病床使用率(前3ヶ月間)については、どのように算定するのか。 また、県の平均値はどのように調べればよいか。	下記計算により、即応病床使用率(前3ヶ月間)の平均値を算定してください。 $\text{即応病床使用率} = \frac{\text{即応病床に入院している延べ新型コロナ患者数}}{(\text{延べ即応病床数}) - (\text{一般患者を入院させている病床数})}$ 県の平均値については、申請時にお示しする予定です。
34	3 病床確保支援事業	「病床の機能と患者像に乖離があるなど地域の実情によりやむを得ないと県が判断した場合」とは、他にどのような場合を想定しているのか。	特定の疾病(例：精神疾患、人工透析、小児などの患者)に特化した病床であったため、受入対象となる患者が少ない(いない)場合や、感染状況が県内の地域によって大きく差が生じることにより、都道府県からの入院受入要請が少ない(ない)場合等を想定しています。
35	3 病床確保支援事業	新たに病床を確保する医療機関は、前3ヶ月の実績がないが、どのように算定するのか。	最初の1ヶ月間は従来の病床確保料を適用し、次の1ヶ月間は当該医療機関の前1ヶ月の平均値と県の3ヶ月間の平均値を比較して判断してください。
36	3 病床確保支援事業	即応病床1床に対して、休止病床は何床まで申請可能か。	【令和5年5月7日まで】 即応病床1床につき、休床2床が上限 (ICU・HCU病床は休床4床まで) 【令和5年5月8日以降】 即応病床1床につき、休床1床が上限 (ICU・HCU病床は休床2床まで)

No.	事業名	質問内容	回答
37	3 病床確保支援事業	即応病床1床に対して休止病床とする上限について、どのように判断するのか。	<p>即応病床にした病床の機能に応じて判断します。 具体的には以下のとおりです。</p> <p>①ICU又はHCU1床確保 休止病床の上限数は休止する病床の機能に関わらず 4床（5/7まで）、2床（5/8以降）</p> <p>②一般病床1床確保 休止病床の上限数は休止する病床の機能に関わらず 2床（5/7まで）、1床（5/8以降）</p>
38	3 病床確保支援事業	休止病床の単価はどのように考えればよいか。	従前からと同様、休止する前の病床区分の単価が適用されます。 よって、即応病床がHCUの場合であっても、実際に休止した病床が一般病床であれば、休止病床分の病床確保料は、一般病床の区分による単価となります。
39	3 病床確保支援事業	即応病床1床に対する休止病床の上限について、特別な事情がある場合であっても、上限を超えた数の休止病床については補助の対象とならないのか。	上限を超えた数の休止病床については、対象外になります。
40	3 病床確保支援事業	<p>休止病床の上限は日々適用されるのか、もしくは延べ数ベースで適用されるのか。 例：令和5年5月8日以降の基準を適用しています。 一般病床1床確保に対し休止病床が2床ある医療機関で 1日目 休止病床を2床使用、休床0床 2日目 休止病床は使用せず、休床2床 の場合 日々適用して2日間で1床（1日目 0床、2日目 1床）が補助対象なのか、延べ数ベースで適用して2日間で2床が補助対象なのか。</p>	<p>休止病床の上限については、実際に確保している即応病床数に応じて算定するため、日々の即応病床数に適用します。 例示の場合、2日間で1床が補助の対象となります。</p>
41	3 病床確保支援事業	「病床確保料の一部については、患者等の対応を行う医療従事者に対して処遇改善を行うために用いること」とあるが、具体的にどのようなものが想定されるか。	給与のベースアップ、特別手当の支給等を想定しています。
42	3 病床確保支援事業	すでに病床確保料の一部を用いて処遇改善を行っている場合、交付要件は満たしていると考えられるか。 また、病床確保料以外の補助金等を用いて処遇改善を行っている場合はどうか。	従来から病床確保料の一部を活用して処遇改善を行っている場合は、その改善の取組を継続していれば交付要件を満たすものと考えられます。 また、病床確保料以外の補助金等を活用して処遇改善を行っている場合は、病床確保料の一部を活用し、その改善の取組を継続すれば交付要件を満たすものと考えられます。

No.	事業名	質問内容	回答
43	3 病床確保支援事業	特殊手当を支給し、処遇改善を行う場合に、患者がいない等の理由により、当該月に特殊手当を支給できなかった場合、処遇改善の要件を満たさないことになるか。	月ごとに算定される病床確保料の一部を、当該月を含むいずれかの月に処遇改善を行えば、要件を満たすものと考えます。 例：4月の病床確保料を用いて6月の特殊手当を支給
44	3 病床確保支援事業	新たに職員を雇用して現職員の負担軽減を図ることを処遇改善とみなすことはできるか。	病床確保料の一部を活用して、新たに職員を雇用して現職員の負担軽減を図りつつ、現職員の賃金を維持すれば処遇改善とみなせるものと考えます。
45	3 病床確保支援事業	病床確保料の一部を職員のための備品等の購入にあてた場合、処遇改善とみなすことはできるか。	備品等の購入や設備整備については、処遇改善に含まれません。
46	3 病床確保支援事業	「クラスター」又は「院内感染」による病床確保料の補助を受けた場合も、処遇改善の要件はあるか。	「クラスター」、「院内感染」いずれも処遇改善の要件はありません。
47	3 病床確保支援事業	本事業における「院内感染」とはなにか。	入院している患者が原疾患とは別に新たに新型コロナウイルス感染症に罹患したことを指します。なお、感染経路や規模（人数）は限定されません。
48	3 病床確保支援事業	どのようなものが「院内感染」に該当しないのか。	入院時は新型コロナウイルス感染症が陰性でしたが、同感染症に類似の症状があり、後日、同感染症に罹患していることが分かった日まで新型コロナ患者（職員含む。）に接触する機会がなかった場合や、入院時の検査結果が偽陰性であると認められる場合などが、「院内感染」には該当しないと考えられます。
49	3 病床確保支援事業	「院内感染」で対象となる病床は。	本事業の対象となる病床は、以下のとおりです。 ①院内感染の発生により、陽性患者が入院した病床であり、当該患者が退院した後に病室の閉鎖などの事情により一定期間、空床にする必要がある病床 ②院内感染の発生により、病室の閉鎖などの事情により休止せざるを得ない病床（補助上限は①1床に対して1床（ただし①がICU/HCU病床の場合2床）とし、①に陽性患者が入院中から算定可能とする。）
50	3 病床確保支援事業	「①院内感染の発生により、陽性患者が入院した病床であり、当該患者が退院した後に病室の閉鎖などの事情により一定期間、空床にする必要がある病床」の『一定期間』とはどのようなものを想定しているか。	感染管理のために空床にせざるを得ない期間を想定しています。

No.	事業名	質問内容	回答
51	3 病床確保支援事業	「①院内感染の発生により、陽性患者が入院した病床であり、当該患者が退院した後、病室の閉鎖などの事情により一定期間、空床にする必要がある病床」の『退院した後』に、『転床・転棟』は該当するか。	陽性患者のまま医療機関内で『転床・転棟』した場合は該当しません。ただし、転院（転院した日に診療報酬が支払われる場合はその翌日以降）や療養解除後に医療機関内の一般病床に転床した日は該当します。
52	3 病床確保支援事業	「②院内感染の発生により、病室の閉鎖などの事情により休止せざるを得ない病床（補助上限は①1床に対して1床（ただし①がICU/HCU病床の場合2床）とし、①に陽性患者が入院中から算定可能とする。）」の「病室の閉鎖などの事情」は病棟単位や病室単位も該当するか。	感染管理の観点から一時的に患者を受け入れられない病棟や病室も該当します。そのため、例えば病棟1階で①の空床と病棟2階で②の休床がある場合はそれぞれが上限の範囲内で補助対象となります。
53	3 病床確保支援事業	「新型コロナウイルス感染症の令和5年10月以降の医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について（令和5年9月15日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）」に基づく、中等症Ⅱ・重症患者、特別配慮が必要な患者（※1）及び医師の判断で特に高いリスクが認められる患者（※2）を受け入れる病床の単価（特定機能病院等：30,000円/日、一般病院29,000円/日）を適用させるための要件は。	院内感染終息後も当該患者を受け入れる病床として運用する場合は適用されます。
54	3 病床確保支援事業	院内感染が発生するまで新型コロナウイルス感染症患者の受入実績がない医療機関も、本事業の申請は可能か。	可能です。ただし、院内感染終息後も積極的に外部から新型コロナウイルス感染症患者を受け入れていただく旨の確認書を御提出いただく場合があります。
55	3 病床確保支援事業	県健康福祉政策課より「病床確保依頼」を受けている医療機関は本事業の申請は可能か。	可能です。ただし10月1日以降も県の病床確保依頼を受けており、かつその補助を受けている期間においては、補助要件が追加されます。
56	5 医療機関設備整備補助事業	本事業の対象者は。	本事業の対象者は、以下のとおりです。 ・新型コロナ患者入院受入医療機関 ・外来対応医療機関等 なお、それぞれ対象となる設備が異なります。詳細は実施要綱等をご確認ください。

No.	事業名	質問内容	回答
57	5 医療機関設備整備補助事業	本事業の要件は。	<p>【新型コロナ患者入院受入医療機関】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県等から入院患者受入要請があった場合、原則速やかに受け入れること ・新型コロナウイルス感染患者を受け入れた実績があること ・G-MISに実績及び受け入れ可能病床数等の入力を行うこと <p>【外来対応医療機関等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染患者（疑いを含む）を診療した実績があること ・G-MISに実績等の入力を行うこと
58	5 医療機関設備整備補助事業	対象となる設備は何か。	令和2年4月1日から令和5年9月30日までに本事業の補助を受けた医療機関は、「個人防護具」、「病棟単位（区画単位含む）による対応から病室単位による対応に伴い新規に必要な設備」のみが対象となります。これまでに本事業の補助を受けていない医療機関は、実施要綱「5 補助基準額（上限額）」をご確認ください。
59	5 医療機関設備整備補助事業	病棟単位（区画単位含む）による対応から病室単位による対応に伴い新規に必要な設備について、どのような設備が対象になるか。	例えば、これまで重点医療機関として病棟単位や区画単位で対応してきた医療機関が病室単位によるゾーニングに切り替えることに伴って新規に必要な設備（HEPAフィルター付きパーテーション等）を想定しています。
60	5 医療機関設備整備補助事業	令和5年9月30日までリースによる設備整備を行っている医療機関は10月1日以降対象となるか。	令和2年4月1日から令和5年9月30日までに本事業に補助を受けた医療機関は、「個人防護具」、「病棟単位（区画単位含む）による対応から病室単位による対応に伴い新規に必要な設備」以外は対象外になることから、9月30日以前からリースによる設備整備を行っている場合は、10月1日以降補助対象外となります。
61	5 医療機関設備整備補助事業	今後、新型コロナウイルス感染患者等を受け入れる（診療）する予定だが、現時点実績がない場合申請できないのか。	実績がない場合でも、申請は可能です。ただし、令和6年3月31日までに実績がなかった場合は補助対象外となりますのでご注意ください。
62	5 医療機関設備整備補助事業	設備の設置に係る費用（工事費等）や設備の使用に係る費用（光熱水費等）も、本事業の補助の対象になるか。	設備の設置に当たっての工事費等については、対象経費のうちに含まれると考えられます。ランニングコストである光熱水費は対象外です。
63	5 医療機関設備整備補助事業	整備する医療機器の納品はいつまでに行えばよいか。また、令和4年度に発注した場合も補助対象になるか。	対象となるのは令和5年4月1日から令和6年3月31日までに発注及び納品される設備です。よって、令和4年度に発注した設備は対象外です。検品の日数を見越して余裕をもって納品されるよう実施してください。

No.	事業名	質問内容	回答
64	5 医療機関設備整備補助事業	簡易病室としてプレハブを設置する場合、病室機能として必要なエアコンや医療機器等も補助対象になるのか。	新型コロナウイルス感染症患者等に入院医療を提供するために必要であって、簡易病室と一体的に整備するものについては、付帯する備品として補助対象になります。なお、外来対応医療機関等が整備する簡易診療室及び付帯する備品についても同様の取扱いとなります。
65	5 医療機関設備整備補助事業	移動式の検査車両は、対象経費の(5)簡易病室、(9)簡易診療室に含まれるか。	簡易病室・簡易診療室とは、テントやプレハブなど簡易な構造を持ち、緊急的かつ一時的に設置するものであって、新型コロナウイルス感染症患者等に入院医療又は外来診療を提供する病室をいうため、この趣旨に合致すれば、検査車両も簡易病室・簡易診療室に含まれます。
66	5 医療機関設備整備補助事業	対象経費の(1)初度設備費とは、どのような経費か。	新型コロナウイルス感染症患者用の病床の新設、増設に伴う初度設備を購入するために必要な需用費（消耗品）及び備品購入費です。
67	5 医療機関設備整備補助事業	(1)初度設備費について、令和4年度に確保していた病床分も補助対象となるか。 (例：令和4年度 10床、令和5年度新たに10床確保している場合 20床分申請してよいか)	令和5年度に新たに確保した病床が対象となります。例示の場合、10床分が補助対象となります。
68	5 医療機関設備整備補助事業	設備の整備にあたり、リースや購入方法の制限（入札を行わなければならない等）はあるか。	特に制限は設けておりません。
69	5 医療機関設備整備補助事業	交付金で整備した設備について、新型コロナウイルス感染症の終息後、廃棄等しても問題ないか。	交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し又は廃棄する場合は、知事の承認が必要となります。 また、新型コロナ感染症の終息後や感染症法上の位置づけの変更後においても、今後新型コロナ感染症が再拡大することも考えられるため、本事業で交付した設備は、厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで財産処分を行うことなく維持されることを想定しています。 いずれにしても、元々、短期間で交付の目的を達成し処分することが予定されている設備については、購入ではなくリースでの対応をご検討ください。 なお、当該期間中において、本事業に影響を及ぼさない範囲で一時的に他の用途に使用する場合は財産処分に該当しないと考えます。
70	5 医療機関設備整備補助事業	「一部の医療機関しか新型コロナ感染症に関する医療提供等ができなかった感染拡大時期に新たに臨時で設置した施設」を廃棄する場合も、知事の承認が必要なのか。	感染症法上の位置づけの変更などに伴って地域の医療提供体制が整備されることを理由に、もともと廃棄することを予定していた設備を廃棄する場合は、交付の目的に反しているわけではないので、知事の承認を受けずに廃棄することが可能です。 ただし、設備を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付していただくこととなります。

No.	事業名	質問内容	回答
71	5 医療機関設備整備補助事業	設備整備について、事業終了後、購入した設備を廃棄する経費は補助対象となるのか。	元々、短期間で交付の目的を達成し処分することが予定されている設備については、購入ではなく、リースで対応すべきと考えております。その上で、購入によらざるを得ず、交付の目的を達成したのものとして廃棄することが適切な場合は、廃棄に係る経費は補助対象期間中に行われたもののみ対象となります。
72	5 医療機関設備整備補助事業	実施要綱の医療機関設備補助事業「5補助基準額」について、特に高額な医療機器については、基本的にリースでの整備とすることとあるが、高額な医療機器とはどのような基準か。	県として高額の基準については設けておりません。コロナ感染患者に対応するため緊急的に整備することを前提とした上で、リースもしくは購入をご検討ください。
73	5 医療機関設備整備補助事業	新型コロナウイルス感染症患者または疑い患者以外にも活用してよいか。	目的外使用となるため、原則新型コロナウイルス感染症患者または疑い患者以外への使用はできません。ただし、本事業に影響を及ぼさない範囲で一時的に他の用途（一般診療で使用）に使用することは可能です。
74	5 医療機関設備整備補助事業	「COVID-19診療の手引き」等にも紹介されているネーザルハイフローに係る機器について、人工呼吸器という扱いで補助対象としてよいか。	(2)人工呼吸器及び付帯する備品として補助対象となります。ただし、診療に当たっては、「新型コロナウイルス感染症診療の手引き」をよく参照してください。
75	5 医療機関設備整備補助事業	過去に整備した設備について、令和5年度も申請可能か。	令和2年4月1日から令和5年9月30日までに本事業の補助実績がある場合、「个人防护具」、「病棟単位（区画単位含む）による対応から病室単位による対応に伴い新規に必要な設備」以外は対象外になります。
76	5 医療機関設備整備補助事業	人工呼吸器及び付帯する備品、体外式膜型人工肺及び付帯する備品、簡易病室及び付帯する備品、簡易診療室及び付帯する備品について、「付帯する備品」のみの申請は可能か。	「付帯する備品」のみの購入は補助対象となりません。
77	5 医療機関設備整備補助事業	个人防护具にはどのようなものが含まれるのか。	个人防护具は、マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ、フェイスシールドのみが該当します。
78	5 医療機関設備整備補助事業	令和5年4月1日から9月30日までの个人防护具の補助要件は。	令和5年4月1日から令和5年9月30日までに発注及び納品されたものであれば対象となります。
79	5 医療機関設備整備補助事業	令和5年10月以降の个人防护具の補助要件は。	対象となるのは以下の要件を満たしたものに限ります。 ①令和5年10月1日から令和6年3月31日までに発注及び納品されるもの ②「新型コロナウイルス感染症の令和5年10月以降の医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について（令和5年9月15日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）」に基づき県が定める段階1から段階3の期間中に使用したもの ※段階1から段階3については、以下の県ホームページで詳細をご確認ください。 https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/byousyoukakuho.html

No.	事業名	質問内容	回答
80	5 医療機関設備整備補助事業	個人防護具の購入費用に係る患者一人あたりの単価はどのように積算したらよいか。	<p>単価の積算にあたっては、患者受入人数に必要な個人防護具の各品目の総額を基礎に、患者一人当たりの単価を算出する等により積算してください。</p> <p>例：個人防護具総額：1,200,000円÷患者受入人数：1,000人 ＝患者一人あたり：1,200円</p> <p>なお、申請や実績報告にあたっては、購入品目の単価や経費の内訳等が分かる書類が必要となりますので、あらかじめご注意ください。</p>
81	5 医療機関設備整備補助事業	個人防護具の購入費用について、「患者人数」とは具体的に何を指しているのか。	<p>《新型コロナ患者入院受入医療機関》 G-M I S 「入院中の新型コロナウイルス感染症患者数」欄の「うち新規入院」に記入した人数です。</p> <p>《外来対応医療機関等》 G-M I S 「新型コロナウイルス感染疑い患者用外来の設置および検査状況」欄の「開設時間内における発熱患者等の数」に記入した人数の合計です。</p>
82	5 医療機関設備整備補助事業	「新型コロナ患者入院受入医療機関」かつ「外来対応医療機関等」の場合、個人防護具はどのように申請すればよいか。	入院患者に対応するために使用する個人防護具は「新型コロナ患者入院受入医療機関」分、外来患者に対応するために使用する個人防護具は「外来対応医療機関等」分にそれぞれ分けて申請することも可能です。
83	5 医療機関設備整備補助事業	個人防護具の申請に「写真」は必要か。	消耗品（個人防護具等）に限り写真の提出は不要です。
84	6 医療機関消毒補助事業	病床等の消毒の契約を令和5年4月1日以前に行った場合でも、消毒の実施日が実施期間内であれば補助の対象になるか。	契約・実施が令和5年4月1日から令和5年9月30日までのものが対象です。
85	6 医療機関消毒補助事業	病院職員等が自前で消毒した場合や、患者に使用するアルコールスプレー等の消耗品は対象となるか。	専門の業者に委託した場合のみ対象となります。
86	8 外国人患者受入体制確保事業	新型コロナ患者入院受入医療機関のほかに、外来対応医療機関等についても補助の対象となるか。	本事業は外国人特有の課題に対応した入院治療が可能な体制の確保を目的としているため、外国人患者の外来のみを行う医療機関は補助の対象とはなりません。
87	8 外国人患者受入体制確保事業	対象期間内であれば、複数回の申請が可能か。	申請は各施設で1回のみです。
88	8 外国人患者受入体制確保事業	過去に一度申請したが、令和5年度も申請可能か。	過去に補助を受けた医療機関は令和5年度の補助の対象とはなりません。
89	8 外国人患者受入体制確保事業	従前から勤務している者の人件費は対象外とあるが、以前より通訳者を単年度契約によって雇用しており、令和5年度においても同一の人物に再度雇用契約を行う場合、当該人件費は対象となるか。	「従前から勤務している者」は雇用形態により除外されるものではないため、単年度契約で雇用している者も「従前から勤務している者」に該当し、補助対象とはなりません。

No.	事業名	質問内容	回答
90	10 外来対応医療機関確保事業	対象者は。	令和5年3月10日以降 新たに 外来対応医療機関等の指定を受けた医療機関です。
91	10 外来対応医療機関確保事業	要件は。	以下の2点です。 ・令和6年3月31日まで外来対応医療機関等の対応を行うこと。 ・外来対応医療機関等である旨を県ホームページで公表すること。
92	10 外来対応医療機関確保事業	整備する医療機器の納品はいつまでに行えばよいか。 また、令和4年度に発注した場合も補助対象になるか。	対象となるのは令和5年4月1日から令和6年3月31日までに発注及び納品される設備です。よって、令和4年度に発注した設備は対象外です。
93	10 外来対応医療機関確保事業	同一の医療機関が、「5 医療機関設備整備補助事業」と「10 外来対応医療機関確保事業」両方の補助を受けることは可能か。	可能です。 なお、同じ設備に対し重複して補助を受けることはできません。